

鳥取市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第44号

鳥取市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取市旅館業法施行条例（平成29年鳥取市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第1号中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。